

霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第1中

「

区分 利用者	入浴料	貸切風呂	
		入浴料	部屋代
おとな	310円	310円	1室2時間当たり 1,240円
こども (小学生)	150円	150円	
幼児	無料		

」を

「

区分 利用者	入浴料	貸切風呂	
		入浴料	部屋代
おとな	1回につき320円	320円	1室2時間当たり

	回数券 12 枚つづり 3,200 円 回数券 25 枚つづり 6,400 円		1,260 円
こども (小学生)	1 回につき 150 円 回数券 12 枚つづり 1,500 円 回数券 25 枚つづり 3,000 円	150 円	
幼児	無料		

」に改め、

同表の備考中「620円」を「630円」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったこととともに、霧島市営関平温泉に回数券サービスを導入することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。